

第11次天童市交通安全計画（案）の概要

【位置付け】 交通安全対策基本法第26条の規定により、山形県が作成する「第11次山形県交通安全計画」（令和3年9月策定）に基づき、天童市交通安全対策会議が策定する市交通安全計画（令和4年3月策定予定）。

【計画期間】 令和3年度から7年度までの5年間

【基本理念】 ○交通事故のない安全・安心な社会の実現 ○「人優先」の交通安全思想の普及

《第10次交通安全計画の検証》

◎ 第10次計画の目標

- 交通事故による年間死者数 0人、同 年間負傷者数 460人未満
- 踏切道における年間事故件数 0件

◎ 結果

1. 道路交通における事故発生件数・死者数・負傷者数

	H28	H29	H30	R1	R2	平均
事故発生件数	492	463	454	397	297	420
死者数	0	1	0	0	1	0.4
負傷者数	646	609	570	495	376	539

2. 踏切道における事故件数 0件

◎ 課題

- 大型商業施設の利用客や県内外からの観光客などの交流人口の拡大により、市外居住者が第1当事者となる事故が多い。
- 高齢者が被害者となる事故の割合が多い。
- 県内他市町村と比べ、追突事故の割合が高い。

1 道路交通安全の目標と対策

(1) 市内における道路交通事故のすう勢

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、事故の発生率は県内でも極めて高い。

(2) 交通安全計画における目標（令和3年度～令和7年度）

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ・年間死者数 0人 | ・年間負傷者数 280人未満 |
| ・年間重傷者数 15人未満 | ・高齢者が第1当事者となる事故件数 50件未満 |

(3) 今後の道路交通安全対策を考える4つの視点

ア 高齢者及び子どもの安全確保

高齢化が急速に進むことを踏まえ、高齢者が安全にかつ安心して外出や移動ができる交通社会の形成が必要。また、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するために、子どもを交通事故から守るために交通安全対策が必要。

イ 歩行者及び自転車の安全確保

「人優先」の考え方の下、歩道の整備などにより歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。また、自転車については全ての年齢層へのヘルメット着用、自転車保険加入の促進を推進していく。

ウ 生活道路及び幹線道路における安全確保

自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備を推進していく必要がある。

エ 交通安全意識の高揚

すべての住民が安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していく仕組みづくりが必要。

(4) 道路交通安全対策の重点事項

ア 高齢者と子どもの交通安全対策の推進

高齢者や子どもに対し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。夜光反射材や交通安全用品の普及により交通安全の意識の啓発を図る。

イ 交差点での交通事故防止対策の推進

「交通安全ありがとう運動」を展開し、交差点における運転者や歩行者としての規範意識の向上を図る。

ウ 運転者対策の推進

高齢運転者には加齢による運転能力の低下を把握してもらい、運転に支障がある場合は運転免許証の自主返納を促進し、公共交通の充実も図る。

エ 生活道路などの道路安全施設整備における交通事故防止対策の推進

交通事故が発生した箇所のうち、緊急に対策が必要な箇所については安全施設の整備や道路の改良を適時適切に行い、再発防止に努める。また交通事故危険マップの作成などにより広報啓発に努める。

オ 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進

日没の早まる秋以降の夕暮れ時から夜間にかけて高齢者が交通事故にあう危険性が高まることから、車両運転者に対し前照灯の早め点灯や積極的なハイビームの使用により前方への注意を促す。

カ シートベルト、チャイルドシートの着用の徹底

後部座席を含む全席の着用率100%を目標に正しい着用の徹底を図る。

キ 飲酒運転防止対策の推進

関係機関・団体と連携しながら、市民総ぐるみで飲酒運転の撲滅に取り組む。

2 道路交通安全のための施策の展開

【3つの柱を中心に展開】

(1) 交通安全思想の普及徹底

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（交通安全教室等）
- 交通安全思想の普及徹底（各季の交通安全運動、地域における交通弱者対策、飲酒運転撲滅、自転車の安全利用の推進など）

(2) 道路交通環境の整備

- 人優先の安全、安心な道路環境の確保など

(3) 交通事故後の対応

- 救急救助活動の充実
- 交通事故被害者等への支援
- 交通事故調査・分析の充実

3 踏切道の安全

(1) 目標（令和3年～7年度）

踏切道での年間事故件数 0件

(2) 取組

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

(3) 具体的施策

踏切道の安全対策の検討、保安設備の整備、交通規制の促進